

平成25年9月定例会

県土整備委員会説明資料

危機管理部

目 次

I 提出予定案件	1
1 一般会計予算	1
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
イ 課別主要事項説明	2
危機管理政策課	2
南海地震防災課	3
安全衛生課	4
2 その他の議案等	5
(1) 条例案	5

I 提出予定案件

I 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

了総括表

一般会計

(単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	計	財源内訳										一般財源		
				特定財源					特別財源							
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県債	国債	繰入金	諸収入		繰入金	
危機管理政策課	1,212,210	10,184	1,222,394	(5,184)				140	(3,000)							(2,000)
南海地震防災課	336,465	101,000	437,465	27,576				1,351	825	172,807		67,000				(101,000)
消防保安課	220,404	0	220,404													9,955
安全衛生課	460,280	21,012	481,292	(1,680)				360	3,833	(19,332)						272,491
計	2,229,359	132,196	2,361,555	(6,864)	(0)	(0)	(0)	1,851	7,958	(19,332)	(0)	(0)	(0)	(0)	67,000	1,642,122

注：() 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

危機管理政策課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一般管理費	79,329	0	79,329	
企画総務費	14,430	0	14,430	
防災総務費	631,320	10,184	641,504	① 防災センター運営費 (5,000) ア ① 防災生涯学習推進フォーラム開催事業 3,000 イ ① 津波防災・減災リレーセミナー開催事業 2,000 ② 危機管理対策費 (5,184) ア 国民保護訓練費 5,184
消防指導費	55,660	0	55,660	
環境衛生総務費	409,496	0	409,496	
工鉦業総務費	21,975	0	21,975	
計	1,212,210	10,184	1,222,394	

南海地震防災課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
防 災 総 務 費	278,355	101,000	379,355	① 防災対策指導費 ア 「とくしまー〇(ゼロ)作戦」緊急対策事業 イ ①(新)とくしまシエイクアウト訓練実施事業
社会福祉総務費	58,110	0	58,110	
計	336,465	101,000	437,465	

安全衛生課

(ア) 一般会計

(単位:千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
消費者行政推進費	94,463	3,360	97,823	① 消費者行政推進費 (3,360) ア 消費者行政活性化基金積立金 1,680 イ 消費者力向上事業 1,680
諸 費	1,550	0	1,550	
企 画 総 務 費	420	0	420	
運輸交通対策費	12,271	0	12,271	
予 防 費	143,333	0	143,333	
食品衛生指導費	177,610	17,652	195,262	① 食品衛生管理指導費 (17,652) ア 食品衛生管理指導事業費 17,652
環境衛生指導費	26,388	0	26,388	
園芸振興費	4,245	0	4,245	
計	460,280	21,012	481,292	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例（南海地震防災課）

（改正の理由）

災害救助法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

（改正の概要）

災害救助法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

（施行期日）

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

イ 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例（南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室）

（改正の理由）

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

（改正の概要）

災害対策基本法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行することとした。

ウ 徳島県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（安全衛生課生活安全室）

（改正の理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により交通安全対策基本法の一部が改正されたことに伴い、徳島県交通安全対策会議に新たに追加えられる委員の任期等について定める必要がある。

（改正の概要）

(ア) 徳島県交通安全対策会議に新たに追加えられる委員の定数を、知事が指名し、又は任命している委員と合わせて10人以内とすることとした。

(イ) 徳島県交通安全対策会議に新たに追加えられる委員の任期を2年とし、再任できることとした。

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行することとした。

